

[別紙2]

審査の結果の要旨

氏名 齊藤 愛

近代社会学の祖といわれるエミール・デュルケムは、普仏戦争の敗北後、発足した第三共和政フランスにおいて、カトリシズムを中核とする旧来の社会道徳および教育制度に代わる新たな社会統合の理念を構築しようとした思想家であった。本論文は、デュルケムの社会思想を手がかりとして、日本国憲法の究極の理念でもある「個人の尊重」の意義を探り、典型的な自由権である表現の自由を基礎づけるものとして相応しい理論は何かを明らかにしようとしたものである。

論文は、序章と本論の4章、および終章からなる。序章では、本論文が答えようとする問題として、①現代人権論の基底にあるリベラリズムと共同体論との対立が、異質な要素からなる社会での協働を可能にする条件は何かという視点からいかに捉え直されるか、②そうした視点から見たとき、表現の自由の根拠論としていかなる議論が相応しいといえるか、③その議論から日本国憲法の解釈論としていかなる帰結が導かれるか、の3点が挙げられる。さらに、研究の方法として、①近年、その個人主義的側面や社会の発展に着目するラディカルな側面が強調されているデュルケムの社会思想が手がかりとして検討されること、②それを通じて、「個の尊重」という理念が一定の条件を満たした社会においてのみ妥当する社会統合の原理であることが明らかにされ、そこから上述の諸問題について一定の解答が導かれるとの見通しが示される。

第1章「功利主義と個人権論」では、人権論の基礎となる道徳原理に関する功利主義と個人権論との論争が跡づけられる。まず、代表的な功利主義者としてジェレミー・ベンサムとジョン・スチュアート・ミルがとりあげられ、社会全体の効用の最大化を擁護する彼らの議論が、最近における再解釈の試みにもかかわらず、社会全体の効用とは異なる個人の権利の尊重を正当化しえないことが指摘される。次に、功利計算によっては基礎付けえない権利を正当化するリベラリズムの論者として、異なる善の構想の追求者として個人をとらえるロバート・ノージックおよびジョン・ロールズの議論を紹介するとともに、彼らの議論が、人が共同体に共通する価値を社会的負荷として負う存在であることを十分に考慮していないとするマイケル・サンデルの批判を受けていることを紹介する。そして、最後に、デュルケムの議論を手がかりとすることで、リベラリズムと共同体論との対立が、社会的協働を可能とする道徳としてのリベラリズムというとらえ方によって解決されうる見通しが示される。

第2章「異質性社会における『個の尊重』という道徳」では、第1章で提示された問題

に対して解答をもたらす手がかりとしてデュルケムの社会思想が検討される。デュルケムは、従来、社会を至高の実体とし、個人をそれに従属するものとしてとらえる保守主義者であるかのように理解されてきたが、近年では、近代社会特有の社会統合の原理として「個の尊重」を指摘した個人主義者としての側面が強調されつつある。社会を構成する諸個人は、その意識において共通するもの（集合意識）がなければ社会的協働が成り立ちえない。個人に先行し、否応なく個人の中に負荷として浸透するこの集合意識は、相互依存性が少なく社会構造が分節化された前近代社会においては機械的連帯を生み出す濃厚な意識として立ちあらわれるが、人口の増大、産業化等を経て同質性が解体し、利害が多様化し、相互に依存しあう職能分化が進んで有機的連帯が支配的となった近代社会では、個人の自律への欲求が強まる結果、社会生活を支える共通の道徳は「個の尊重」しかありえなくなる。

以上のようなデュルケムの立場からすれば、「個の尊重」が統合の原理となるのは、価値観が多分化した社会に特有の現象であり、したがって、現代社会において妥当する統合の原理は、個人ごとに異なる善の構想の追求を保障するリベラリズムでなければならないが、その射程は時代により、社会によって限定されることが明らかとなる。また、著者は、リベラリズムが尊重されるべきなのは、あくまでそれが当該社会の統合原理として現に機能するからであり、したがって、リベラリズム自体が社会的負荷たることを否定しようとするリベラリズムの「終焉なきリベラル化」には、歯止めがかけられるべきことを明らかにする。

第3章「表現の自由」は、アメリカ合衆国における表現の自由の根拠論を素材に、現代社会において人権の基底となる議論としてふさわしいものは何かをデュルケムの議論を手がかりに探ろうとする。表現の自由を根拠づける議論は、表現の自由が社会全体の利益に貢献する点に着目する道具的正当化論と、表現の自由の内在的価値に着目する構成的正当化論とに大きく分類することができる。著者は、この分類基準にしたがって、ベーカー、レディッシュ、マイクルジョン、サンステイン、ドゥオーキン等の学説を整理した上で、デュルケムの提示する社会統合の原理としての「個の尊重」という機能論からすれば、この中でもっとも適切なものとして支えられる表現の自由の根拠論は、異質な精神の公平な共存を可能にしようとするドゥオーキンのそれであることを明らかにする。これは、著者によれば、社会的事実の理解の重要性を指摘しながらも、そのレベルの論証を十分に行っているとは必ずしもいえないドゥオーキンの議論の間隙を埋める意味を持つ。

また、平等な配慮と尊重を受ける権利に関するドゥオーキンの議論から導き出される、3点にわたる解釈論上の原則——①ある表現が受け手に望ましくない信条を抱かせるという受け手の不利益を理由とする表現規制は許されない、②ある表現もしくはその根底にある思想が価値のないものであることを根拠とする表現規制は許されない、③すべての人は、自己の思想・価値観を表明し、外的環境に働き避ける機会を得る権利としての表現の自由を享有する——が他の社会的利益との衡量を許さない *side constraint* に近い役割を果た

すことも、デュルケムの議論と整合することが指摘される。

第4章「日本法への当てはめ」では、第3章で得られた結論が、日本国憲法の解釈論上も十分な有用性を持つことが示される。まず、いわゆる「二重の基準論」の基礎付けに関して、「個の尊重」という実体的価値と切り離された形で、プロセスのみの視点から違憲審査基準を論ずることは困難であることが指摘された後、表現に関する内容規制と内容中立規制の区分がなぜ必要となるかがドゥオーキンの3原則に即して説明される。さらに、わいせつ規制に関して定義的衡量(definitional balancing)の手法をとり、一定範囲の表現を憲法上の保護範囲から排除することは、それが表現者の思想や価値観の表明とはみなしえない限りにおいて正当化されるものであり、そうした表現活動には弱い保護しか与えられないことが、やはり第3章での結論にもとづいて論証される。

「終章」では、本論の分析が要約された後、残された課題——いかなる社会が「個の尊重」を要請する異質性社会といえるかの具体的判断基準の解明、本論の分析が精神的自由にとどまらず、職業選択の自由等の経済的自由の理解についていかなる帰結をもたらすかの探求等——が指摘される。

以上が本論文の要旨である。本論文の長所としては、次の点を挙げることができる。

第一に、従来、憲法学界において十分にその意義が理解されてきたとはいえないデュルケムの社会思想について、社会の同質性が解体して、利害の多様化と職能の分化が進み、個人の自律への欲求が強まる結果、社会生活を統合する共通の精神基盤として「個の尊重」しかありえなくなった近代社会の特質を指摘した思想としてとらえ、それが憲法上の個人の権利を支える思想として持ちうる含意を的確に示したことを挙げるができる。個人主義批判・リベラリズム批判の典拠としてデュルケムを援用する解釈が、現代の共同体論の論客たちの中で有力になっているが、かかる解釈の批判的再検討を迫るものとしても、本論文の分析は重要な意義をもつと言える。デュルケムの社会思想のこうしたとらえ方は、本論文でとり上げられている表現の自由にとどまらず、職業選択の自由をはじめとする経済的自由や結社の自由をはじめとする中間団体の位置づけにとっても新たな理解をもたらさうるもので、多方面への発展の可能性を含むものである。

第二に、デュルケムの議論を手がかりとして、憲法学の現下の基本問題の一つである表現の自由の根拠論として提示されているもののうち、異質な精神の公平な共存を可能とする議論としてもっとも適切といえるのはロナルド・ドゥオーキンのそれであることを示したことが挙げられる。これは、人間の本性や仮想の社会契約論ではなく、特定の条件下にある社会における表現の自由の機能という観点から、表現の自由を基礎付ける試みであり、従来の議論を道具的正当化と構成的正当化に分類した整理とともに、具体の解釈論の基礎となる準備作業として十分な意義がある。また、それを基づいて展開されている日

本国憲法の解釈論上の帰結にも説得力が備わっている。

第三に、文体は平明であり、論旨も明快に展開されている。あいまいさがないとはいいがたいデュルケムの議論の内容も、現代においてわれわれが直面する諸問題にそれがどのような回答を与えることができるかという明確な問題意識の下に分かりやすく整理されている。

もつとも、本論文にも短所がないわけではない。第一に、デュルケムの社会思想が現代の諸問題についてどのような回答を与えるかという視点から合理的に再構成されているため、その反面で、デュルケム自身がいかなる時代状況の下でどのような問題に答えようとしてその思想を形成したかが理解しにくい面がある。第三共和政初期に、伝統的道德に代わる新たな社会道徳を構築しようとしたデュルケムの置かれた政治的・社会的文脈に彼の思想を位置づけていたならば、論旨にさらに厚みが加わり、説得力も増したものと思われる。第二に、先行業績との関係での論旨の独自性が十分に強調されていないため、本論文のさまざまな指摘の意義が、読者にとって直ちには明確にならないきらいがある。しかし、これらは本論文の価値を大きく損なうものではない。

デュルケムの社会思想が憲法学にとって持つ意義を解明し、表現の自由に関してその含意を明らかにした本論文はすぐれた学問的成果であり、著者が自立した研究者として高度な能力を持つことを証明しているとともに、憲法学界の発展への貢献がきわめて大きい。よって本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしい、特に優秀なものとする。